

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団との 「遺産等の寄付に関する連携協定」の締結について

コミュニティ・バンク京信（法人名：京都信用金庫、理事長：榊田 隆之）は、2026年9月4日（金）に、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団と「遺産等の寄付に関する連携協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定は、遺贈や相続財産の寄付を通じて、京都コンサートホール、ロームシアター京都および京都市文化会館で実施する音楽、演劇、舞踊その他芸術および芸能の振興ならびに京都市交響楽団による芸術の振興および発信に自身の財産を役立てたいという想いを実現できる環境を整えるため、当金庫と同財団が連携して取り組むことを目的として締結するものです。

本協定に基づき、協定先に遺贈・相続寄付を希望されるお客様へ、「遺言信託」等の商品・サービスを通じて、その想いを円滑に実現できるようにサポートいたします。

今後も地域金融機関として様々な取組を通じて、お客様の社会貢献の想いにお応えできるよう努めてまいります。

記

1. 協 定 先 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

2. 締 結 日 2026年9月4日（金）

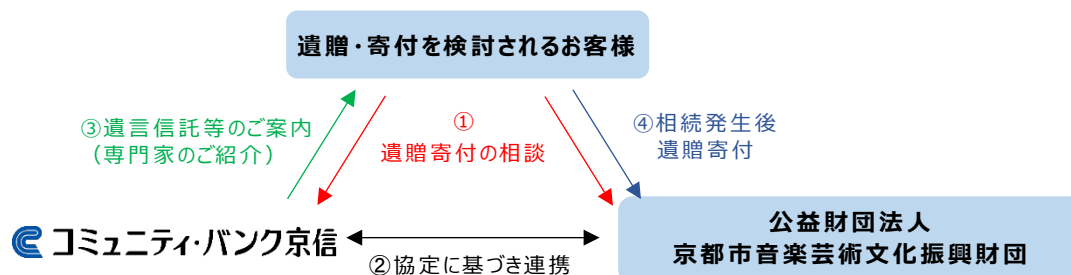
3. 協 定 内 容

- ・当金庫は公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団への遺贈または相続財産からの寄付を希望される方に対して、同財団をご紹介します。
- ・公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団は、遺贈または相続財産の寄付を希望される方に対して、相談先として当金庫を紹介します。当金庫はご紹介いただいた方に対して、諸手続きの案内等を行います。

4. そ の 他

お客様のご希望に応じて、当金庫は提携先の「遺言信託」等の商品・サービスをご紹介します、寄付の実現に向けたお手伝いをさせていただきます。

【ご参考】ご紹介スキーム



遺贈・相続寄付をご検討のお客様は、当金庫または公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団にご相談ください。

以上